



## 使っていないクレジットカード 年会費請求の落とし穴

### 相談事例

クレジットカード会社より、サービス手数料(年会費)の請求ハガキが届いた。「1年間カードの利用がなければ、1,650円の手数料がかかる」と書いてある。このカードは買い物時に、「ずっと無料」と勧誘されて作ったが、使用していなかったため解約手続きを行わずに処分した。クレジットカード会社のアプリ等をインストールしていないので、カード番号も分からない。解約しようと電話をするが混み合っていて繋がらない。どうしたらよいか。

### アドバイス

- ☞ クレジットカードの年会費は、「初年度無料」でも、次年度からは「年間1回以上の利用で無料」「年間一定金額(例:10万円)以上の利用で翌年無料」などと条件が設けられている場合があります。
- ☞ 年会費や手数料の無料条件や請求時期をしっかりと確認しましょう。
- ☞ 使っていないクレジットカードは、年会費請求のほか、不正利用されるリスクもあります。放置せずに解約手続きを行いましょう。
- ☞ カードを作るよう勧誘されても、必要がなければきっぱりと断りましょう。
- ☞ クレジットカードの会員規約が改定されることもあるので定期的に確認しましょう。

## クレジットカードショッピング枠の「現金化」は厳禁です！

### 相談事例

SNSで知り合った人から暗号資産投資を勧められた。「お金がない」と断ると、クレジットカードのショッピング枠の現金化を指南された。現金化を謳う業者のサイトを紹介され申し込むと、高額な手数料を引かれた金額の振り込みを受けた。そのお金で投資し、利益が出ているようだったが、なぜか出金不能になり債務だけが残ってしまった。

### アドバイス

- ◆ クレジットカード会社は、換金を目的とするクレジットカードの利用を認めていません。このことは、カード会社とカード会員との約束事である会員規約に記載されています。規約に違反すると、残金の一括請求、カードの利用停止、カードの強制退会等のペナルティを受けることにもなります。
  - ◆ クレジットカードのショッピング枠を現金化しても、利用した代金はカード会社に支払わなければなりません。その場でいくらかの現金を手に入れたとしても一時的にしのげるだけで、結局は自分の債務を増やすこととなります。
  - ◆ クレジットカードのショッピング枠を現金化する業者に提供したカード番号や個人情報等が悪用されてしまうことがあります。
  - ◆ 場合によっては、利用者本人が犯罪に問われることやトラブルに巻き込まれることもあります。
- ☞ (一社)日本クレジット協会も注意喚起しています。  
クレジットカードショッピング枠の「現金化」は絶対に行わないでください。

### ●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県092-632-0999(日曜日も電話相談可)

吉富町0979-33-7051(火・金曜日9:00~16:00)

上毛町0979-33-7052( " " )

※相談中、相談員離席中の場合は各役場へ転送されます。